

橿原市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を橿原市監査基準（令和2年橿原市監査公表第4号）に準拠し実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和5年10月25日

橿原市監査委員	久保田	幸治
橿原市監査委員	中面	達也
橿原市監査委員	高橋	圭一

財政援助団体等監査の結果報告について

第1 監査の対象

1 対象団体

社会福祉法人 橿原市社会福祉協議会

2 対象事務

令和4年度財政的援助（補助金）に係る出納その他の事務の執行

第2 団体の概要

社会福祉法人橿原市社会福祉協議会（以下「橿原市社会福祉協議会」という。）は、昭和35年に任意団体として設立され、昭和45年に社会福祉法人として認可された。

橿原市社会福祉協議会は、橿原市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次に掲げる事業を行っている。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) ボランティア活動の振興

- (8) 居宅介護等事業の経営
- (9) 介護予防支援事業の経営
- (10) 地域包括支援センターの経営
- (11) 障害福祉サービス事業の経営
- (12) 移動支援事業の経営
- (13) 福祉サービス利用援助事業
- (14) 成年後見制度に関する事業
- (15) 生活福祉資金貸付事業
- (16) 善意銀行に関する事業
- (17) 生活支援体制整備事業
- (18) その他目的達成のため必要な事業

橿原市社会福祉協議会の令和4年度の事務局体制は、市派遣職員3人、一般職員14人、嘱託職員14人、臨時職員2人及び非常勤職員44人の計77人である。このうち財政的援助の対象となる事業に従事した職員は、一般職員8人及び嘱託職員1人である。

第3 橿原市からの財政的援助

橿原市社会福祉協議会は、令和4年度に、橿原市から橿原市社会福祉協議会運営補助金54,862,005円の交付を受けている。

第4 監査の期間

令和5年7月26日から令和5年9月25日まで

第5 監査の着眼点

1 交付団体関係

- (1) 事業計画書、予算書、事業報告書、決算書等と市所管課へ提出した補助金等交付申請書、実績報告書等は符号しているか。
- (2) 補助金等の交付申請書の提出、補助金等の請求・受領は適時に行われているか。
- (3) 補助金等の対象事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分に効果が挙げられているか。
- (4) 補助金等が補助等の対象事業以外に流用されていないか。
- (5) 補助金等の収支等会計経理は適正に行われているか。
- (6) 出納関係の帳票の整備及び記帳は適正か。
- (7) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (8) 補助金等の使途の特定は適正に行われているか。

- (9) 精算報告は適正に行われているか。
- (10) 精算に伴う返還金の返還は適時に行われているか。
- (11) 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- (12) 補助金等により取得した備品等の管理に問題はないか。

2 市所管課関係

- (1) 補助金等の決定は、法令等に適合しているか。
- (2) 補助金等交付要綱は整備されているか。
- (3) 補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確か。公益上の必要性が認められるか。
- (4) 補助等対象経費が明確になっているか。
- (5) 団体に対する補助金等の経理についての指導監督は適切に行われているか。
- (6) 補助金等の効果、条件履行、対象経費、使途の適正性等の確認は、実績報告書等により行われているか。
- (7) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (8) 精算報告書の内容は、必要に応じて領収書等証拠書類との突合を行うなど、十分に確認がなされているか。

第6 監査の実施内容

前記第3の補助金に係る出納その他の事務の執行について、橿原市社会福祉協議会及び市所管課である福祉部福祉総務課から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から事情聴取するとともに、関係諸帳簿等について事務局職員による点検及び確認を行うことにより、監査を実施した。

第7 監査の結果

前記の記載事項のとおり監査した限りにおいて、令和4年度財政的援助（補助金）に係る出納その他の事務の執行については、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項はなかった。

(付記)

上記第5の監査の着眼点（以下「監査の着眼点」という。）に基づき監査を行った結果、市所管課においては、交付団体から提出された実績報告書の内容について、当然なすべき証拠書類との突合や交付団体からの聞き取り等による確認を行っていなかった。

すなわち、市所管課は、これらの突合や確認等の作業を行わず、単に補助対象となる決算の総額が、補助対象経費を上回っていることをもって、交付団体が対象事務の執行

を適正に行っているとの結論を導き出していたということである。

したがって、監査の着眼点2の市所管課関係（4）（5）（6）（8）の観点から、補助対象経費についての市所管課による確認は十分ではなかったと判断したものである。市所管課は、補助対象経費の詳細を明確に把握しておらず、補助金等の経理について適切に監督していたとは言い難い。

このような確認方法では、交付団体がその運営内容について変更をし、補助対象経費に影響があるような場合には、市所管課はその必要性を認識できず、見過ごしてしまうと懸念する。

補助金の交付事務に当たっては、必要に応じて調査を行う等、補助対象経費の詳細を確認して把握し、公金である補助金支出について、十分な説明責任を果たすよう努められたい。